



令和2年8月17日
経済部 商工振興課

新型コロナウイルス感染症対策特別資金の申込期限の延長について

市内経済の回復に向けた緊急経済対策として現在実施している融資制度「新型コロナウイルス感染症対策特別資金」の申込期限を延長いたします。

1 資金の概要

- ・ 受付期間 令和2年3月25日～令和2年8月31日
- ・ 貸付限度額 1 中小企業者1年度当たり3,000万円まで
- ・ 返済期間 5年以内又は7年以内（据置期間1年以内で設定が可能）
- ・ 金利 0.5%（返済期間5年）又は0.6%（返済期間7年）

2 現状

各月ごとの申込状況は以下の通り

集計月	融資申込件数	融資申込金額
令和2年4月	462件	4,702,450千円
令和2年5月	453件	4,199,868千円
令和2年6月	223件	2,011,700千円
令和2年7月	145件	1,220,000千円

- ・ 融資申込件数・金額ともに4～5月をピークに減少傾向。7月は5月の30%程度

3 対応の方向性（案）

新型コロナウイルス感染症対策特別資金の申込期限を、令和2年12月31日まで延長する。

【理由】

- ・ 融資申込件数・金額は4～5月をピークに減少傾向にあるものの、概ね国・県の感染拡大防止策に起因して、市内中小企業者の資金需要が大きくなる傾向がみられた。
- ・ 金融機関への融資の依頼に必要なセーフティネット4号等の認定申請件数は、5月以降も件数が高い水準で推移しており、資金需要は依然として大きいことが見込まれる。
- ・ 本市の資金は、国・県の資金と比較し据置期間が短いものの、融資期間において低金利であることから、今後も本市資金の需要が一定程度見込まれる。
- ・ 広く事業者が資金調達できるよう国・県の資金の受付期限と足並みをそろえることで、経済対策としての一体性を図ることができる。

※ 延長措置による予算については、既存の予算内で運用する。